

令和元年度

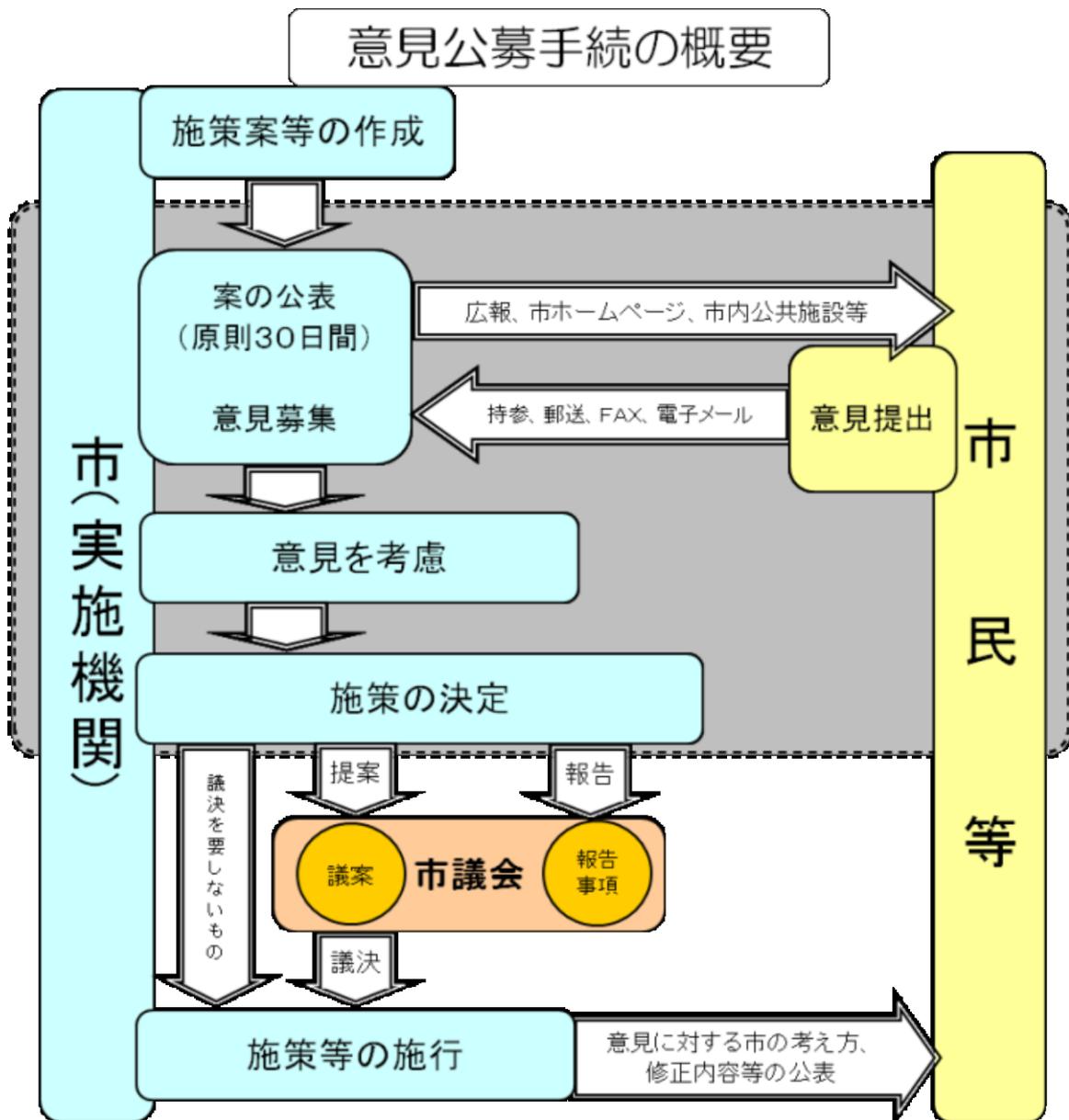
意見公募手続実施概要

志 木 市

## ◆志木市意見公募手続制度

市では、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的に意見公募手続条例を平成20年4月1日に制定しました。

「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。



## ○意見公募手続の概要

### ◇意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学者及び事業者、納税義務者、施策等に対する利害関係者を対象とします。

### ◇対象となる施策等

- (1) ア 市の基本的な制度を定める条例の制定・改定  
「市政運営基本条例」、「男女共同参画推進条例」など  
イ 市民等に義務を課したり、市民等の権利を制限する条例の制定・改廃（ただし、金銭徴収に関する部分は除きます。）  
「路上喫煙防止条例」、「ポイ捨て防止に関する条例」など
- (2) 基本構想その他市の基本政策を定める計画の策定・改廃  
「総合振興計画基本構想」、「環境基本計画」など
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与える制度の制定・改廃  
「開発指導要綱」、行政指導の指針の制定など
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章・宣言の制定・改廃  
「市民憲章」、「子ども憲章」など
- (5) 公の施設の設置計画の策定・廃止・用途変更  
学校、公民館、図書館、保育園、公園などを設置する場合や廃止又は用途変更を行う場合
- (6) その他実施機関が必要と認めたもの

※ ただし、緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないもの、法令により意見公募の手続を実施するもの等は除外します。

### ◇施策案などの公表方法

広報、市ホームページ及び公共施設等で施策等の素案や関係資料を公表します。

### ◇意見の提出方法

書面により、募集期間内（原則30日）に、指定された場所又は郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。

### ◇提出した意見の取扱い

全ての意見を考慮して、施策等を決定します。その後、意見の概要と意見に対する市の考え方や修正内容を市ホームページなどで公表します。

また、年1回、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するとともに実施状況を検討し、改善等を行います。

志木市意見公募手続条例（平成20年志木市条例第2号）第9条の規定に基づき公表するものです。

### 令和元年度意見公募を実施した案件

案 件 名	募集期間	提出意見数	担当課
第4期志木市地域福祉計画・ 志木市再犯防止推進計画・ 第2期志木市成年後見制度利 用促進基本計画（素案）	令和元年 11月13日（水） ～令和元年 12月12日（木）	33件 （5人3団体）	福祉課
第2期志木市子ども・子育て 支援事業計画（素案）	令和元年 12月5日（木） 令和2年 ～1月6日（月）	14件 （4人1団体）	子ども家庭課
路上喫煙禁止地区の指定の拡 大について	令和元年 12月5日（木） 令和2年 ～1月6日（月）	5件 （5人）	環境推進課

「第4期志木市地域福祉計画・志木市再犯防止推進計画・  
第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」

1 意見公募期間

令和元年11月13日（水）～令和元年12月12日（木）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（福祉課）、柳瀬川駅前出張所、  
志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、  
柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、総合福祉センター、  
第二福祉センター

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
5人	3人	33件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1 全体	第3期と比較して全体的に文章がわかりにくい。もっとわかりやすく具体的な内容を記載すべき。	イラストや写真、コラム、また、用語の解説などを盛り込むなど、わかりやすくなるよう工夫します。 なお、3つの計画の内容がわかるよう概要版を作成します。	◎
2 全体	市役所が仮庁舎へ移転するため、市民会館等の会議室の利用が制限され、市民のサロン活動や通いの場が停滞することが予想されることから、対応策を計画に記載すべき。	仮庁舎への移転に伴い、一部の公共施設の利用にご不便をおかけいたします。市民の活動等の果たす役割は大きいため、「1（3）支え合える環境づくり」として、今後も交流拠点の整備や交流機会の充実に努めてまいります。 2年半という状況ではありますが、施設利用については、個別の対応が可能となる代替施設等の情報提供に努めてまいりますので、ご理解ご協力をいただき	○

			ますようお願いいたします。	
3	全体	<p>高齢化の進展に伴い、介護を必要とする人が増えている。また、看病、療育、世話、このころや身体に不調のある人の介護も必要である。介護する人は心身の健康、生活の安定、先行きの事など困難な大きな不安を抱えています。ケアラーへの支援は地域で支え合う基盤の上に総合的な施策が必要である。ボランティア団体が開催している介護者サロン、認知症カフェ、施設内の家族会などで、ケアラーが気がねなく、心おきなく話し合える居場所で元気になる、ひいては介護者への献身につながっている。そのため、独立した項目として総合的な支援体制を推進していく必要があることから、「ケアラー（介護者）支援の充実」を設定することを提案する。</p>	<p>在宅で日常生活を営む上で支障のあるひとり暮らしや要介護高齢者などを介護している家族に対しては、これまでにも認知症カフェや各種障がい者団体の交流活動等を通じて、精神的負担の軽減を図っています。在宅で日常生活を送る際に支障がある方を介護している家族に対しては、これまでも認知症カフェや各種障がい者団体の交流活動等を通じて、精神的負担の軽減に努めているところです。引き続き、地域福祉計画においては、市民のいきがい活動や、様々な立場の方が気軽に集える場として、交流拠点の整備を掲げています。なお、個別具体的内容などについては、それぞれの分野別の計画に記載しています。</p>	○
4	全体	<p>数値目標が設定されておらず、PDCA サイクルにて計画を実行するにあたり、達成度がわかりにくく、評価することができない。</p>	<p>次期計画から新たに重点的な取組について、目標値を設定したところです。また、地域福祉に関する各種事業については、目標を数値化することが困難なものもありますが、現状との比較において事業進捗管理や改善などにより、確実な推進を図ってまいります。なお、個別具体的内容などについては、それぞれ分野別の計画に掲載しています。</p>	○

5	全体	<p>第5章志木市成年後見制度利用促進基本計画は地域福祉計画全体の約25%を占めています。本計画の中心が成年後見制度利用促進基本計画であるとの誤った印象を市民に与えてしまう恐れがあります。地域福祉計画とは独立させて、別途成年後見制度利用促進基本計画を策定すべきだと考えます。</p>	<p>成年後見制度の理解や利用促進については、地域福祉計画にも掲げている権利擁護と密接に関係し、計画期間における取組や目標等を一体的に整理することから、次期計画より関連計画として合冊としています。</p>	○
6	全体	<p>やむをえない面もあると思いますが、内容や語彙が難しく、市民には理解が難しいです。P94・95の事例が分かりやすい分、その前ページまでの分かりにくさとのギャップを感じます。「市民と共に進める」ためには、用語の解説、吹き出し、イラストを挿入する、アニメ冊子にする等、誰にも分かりやすいものにした方が良くと思います。</p>	<p>イラストや写真、コラム、また、用語の解説などを盛り込むなど、わかりやすくなるよう工夫します。また、視覚障がいがある方に配慮した音声コード（SPコード）を掲載します。なお、3つの計画の内容がわかるよう概要版を作成します。</p>	○
7	全体	<p>【目標について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉計画との連動は大切な観点だと思いますが、昨今、家庭内のことを外注する傾向が進んでいる一方、人と人との距離が離れている印象を受けます。肝心なことを他者に依頼できる信頼感を育むためには、教育の在り方をはじめ、様々な分野の議論が必要であり、福祉的な観点だけでは不十分に感じます。</li> <li>・「成年後見制度の適切な利用を」と謳っているものの、利用促進計画であるためか、現状に適していない方にも積極的に制度を進めているような印象を受けました。</li> <li>・若年層への周知、啓発活動は今後の選択肢として必要であることは理解できますが、</li> </ul>	<p>次期計画においても、市民をはじめ、医療や介護の事業者、民間企業など行政だけではなく、地域に関わる様々な方々と連携や協力を進めることで、各制度の理解とともに安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます。また、必要な人が適切に制度につながるように、若年層からの制度理解を進めてまいります。</p>	○

		同時に制度を利用せずに済む方法も認知されると良いと思います。		
8	全体	基本理念、目標 1、2、3 は良いです。目標 1「支援ネットワーク等を活用し、家庭裁判所等」は難しいと思います。市民後見人養成は良いです。	必要な機関と連携を図り、ネットワークの充実を目指すとともに、市民後見人の育成を強化してまいります。	○
9	33 他	(3) 成年後見制度利用の促進については、同基本計画により、利用者にとってのメリットを実感できる運用改善が求められています。特に重要なことは、本人が本人らしい意思決定を行うことのできる機会を、最大限に提供するための支援とされています。その推進のため、市民に対する積極的な普及啓発や厚労省意思決定ガイドライン研修等の提供、本人の特性に配慮した情報保障の充実化、様々な意思決定支援ツールの積極的活用など、全国でいち早く中核機関として名乗りを挙げた志木市が、意思決定支援の分野においても全国をリードしていける存在になることを期待します。	成年後見制度において意思決定支援は重要な取組となっており、成年後見制度に限らず市民の権利や利益を守るため、行政をはじめ地域や事業者などの理解を進めることが必要になっています。次期計画においても、現場に即し意思決定支援の強化等について、全国をリードし進めていくよう計画に位置づけてまいります。	○
10	33	・「後見人等が不足することから、成年後見制度の普及啓発や相談、後見人支援と併せ、市民後見人の育成など積極的に施策を推進します。」と記載がありますが、現状は足りているのでしょうか？また、今後、市民後見人に任せるケースが本当に増えるのでしょうか？（貧困であり親族、専門職後見人が見つからず、困難では無い条件が志木市にはあまり無いのではないか）※85.89 ページにも強化するとの記載があります。	家族関係の変化や少子高齢化などから、後見制度が必要でも親族のいない人や、親族がいても支援を受けられない人が今後は増加する傾向にあります。市民後見人は同じ地域の生活者として、被後見人に寄り添い支援する貴重な地域貢献であり、その活躍が期待されています。次期計画においても市民後見人の育成を強化してまいります。	○

<p>11 31 38</p>	<p>(仮称)基幹福祉相談センターの整備について議論がなされていない中で設置することの経緯と今後の運用について記載すべき。</p> <p>高齢者あんしん相談センターの活用となっているが、第3期では基幹型地域包括支援センターを検討となっていた。第4期では記載がないが、基幹型地域包括支援センターを設置しないという理解でよいのか。第7期介護保険事業計画との整合性がとれない。また、(仮称)基幹福祉相談センターと地域包括支援センターは、前者が中核的な役割を担う存在、地域包括支援センターは1次相談機能として相談に応じるとの位置づけがなされている。仮に地域包括支援センターが高齢者のみならず、障がい者、生活困窮者の分野にまで相談範囲を拡張するとなると、介護保険の枠組みを超えることになるが、そのための適切な措置はなされるのか、現行制度で措置が可能なのか、疑問。また、現状、地域包括支援センターが様々な業務を負担する中で、さらに業務を上乗せすることになる。人員増や処遇改善の計画は担保されているのか、明らかにすべきと考える。</p>	<p>平成30年4月1日施行の社会福祉法の一部改正により、障がい者や生活困窮など福祉における横断的課題に対応するための包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。</p> <p>このことを受け、市の機構改革により、相談者及び一次相談機関等からの相談に対し支援を行う(仮称)基幹福祉相談センターを設置するものであり、現行の高齢者あんしん相談センターへの人員増や処遇改善を図るものではありません。</p> <p>なお(仮称)基幹福祉相談センターについては、その概要についてイメージできるような図を盛り込んでまいります。</p> <p>一方、介護保険法に基づく基幹型地域包括支援センターの検討に関する記載は、第3期志木市地域福祉計画ではなく、志木市高齢者保健福祉計画・第7期介護保健事業計画に示しているため、引き続き介護保険事業計画に基づき検討してまいります。</p>	<p>◎</p>
<p>12 38</p>	<p>「要援護高齢者等支援ネットワーク会議・ホッとあんしん見守りシステム事業」で、「認知症」などの高齢者だけでなく、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった40歳から64歳の第2号被保険者も支援の対象として明記してほしい。</p>	<p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者は対象となっておりませんが、高齢者を対象としたシステムにおいて、児童や障がい者などの拡充に向け、関係団体等からのご意見を踏まえながら整備に取り組んでいますので、わかりやすい表記に改めます。</p>	<p>◎</p>

13	39	<p>「認知症SOS声かけ模擬訓練」で、「認知症高齢者の安全の確保と事故防止」とあるが、同じ器質性精神障害である若年性認知症や高次脳機能障害人も徘徊してしまうことがあるので、訓練の対象を広げる検討について明記してほしい。</p>	<p>個別に若年性認知症や高次脳機能障害などの病名の記載は行いませんが、地域で見守り支え合う取組の中で、見守りが必要な方々への支援として「認知症SOS声かけ模擬訓練」において、関係機関と連携できるよう検討していますので、わかりやすい表記に改めます。</p>	◎
14	53	<p>「就労の支援」で、若年性認知症や高次脳機能障害の方への就労支援についても触れてほしい。</p>	<p>個別具体的な障がいについての明記はいたしません。就労の支援の取組では、若年性認知症や高次脳機能障害などを含めた障がい者への就労支援を行っています。</p>	○
15	61 88 他	<p>(仮称)基幹福祉相談支援センターの整備は、分野を超えた横断的な地域課題に取り組む上で必要かつ歓迎すべき施策と考えられる。センターの運営にあたり、まず意思決定の概念を理解しておくことが重要であり、これらの職員に対する研修の機会を設けていただきたい。また、市民が意思決定支援の基本的姿勢を身につけることは、障がいのある人に対する虐待予防や差別防止等につながるだけでなく、障がいのあるなしにかかわらず誰もが自分らしく生きることのできるまちづくりにもつながるものである。従って、子どもから高齢者まで幅広く意思決定支援について学ぶことのできる機会を設けていただきたい。</p>	<p>障がいのあるなしに関わらず、判断能力が不十分な人に対しても本人が望む姿や希望する力を引き出せるよう、各分野の専門職が能力を高めるとともに、地域での理解が進むよう取組を進めます。</p> <p>意見のとおり、福祉に関する様々な相談や地域課題に取り組にあたっては、専門職などへ研修を実施するとともに、市民への周知を図りながら、後見ネットワークセンターを含む体制づくりとして(仮称)基幹福祉相談センターを整備してまいります。</p>	○

16	74	<p>・後見制度の利用促進において「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念が挙げられていますが、障害者権利条約の文言も必要だと思います。</p>	<p>成年後見制度における理念を計画に反映していますが、障害者権利条約についても、成年後見制度の利用において関連することから、記載いたします。</p>	◎
17	76	<p>第5章(2)計画の位置づけについて「成年後見、未成年後見についても対象とする広い視点で計画策定している」と記載していますが、それでは何故後見ネットワークセンターが長寿応援課に設置されているのか、疑問であり組織上の位置づけを見直すべきと考えます。</p>	<p>成年後見制度に関する業務は、現在、市の規定により長寿応援課で行うこととしておりますが、機構改革により令和2年4月から共生社会推進課に設置する基幹福祉相談センター内に位置づけることとしています。</p>	△
18	76	<p>「計画の対象」のところで「成年後見制度の利用は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者及び未成年者などが対象となるため、広い視点で本計画を策定しています。」と記されていますが、若年性認知症や高次脳機能障害の人も対象であることが誰にでも分かるような表記にしてください。</p>	<p>病名等の記載は広範であることから、制度の対象となる判断能力に欠ける場合などの広義を表記しています。</p>	○
19	83 ～ 92	<p>・「利用者がメリットを実感できる制度の運用」とありますが、デメリットもあるという理解ができないと、危険だと思います。</p> <p>・住民の窓口がどこになるのか、図示されたものを見てもつかみにくいです。</p> <p>・市民後見人の選任までの流れは記載されていますが、その後のページを見ても、具体的にどのようなやり取りが行われるのか全体像がつかみにくいです。</p> <p>・法人後見を活用した場合、ネットワークの中でどこに位置づけられるのか、もう少し明瞭に示して欲しいです。</p>	<p>後見制度は、制度の正しい理解を進め適切な支援のもとで必要となる人が利用できることが大切であると考えています。また、市民後見人は同じ地域の生活者として、被後見人に寄り添い支援する貴重な地域貢献であり、その活躍が期待されることから、育成を強化してまいります。市民後見人の活動開始後については、それぞれの活動内容が異なるため、後見ネットワークセンターがサポートする体制を整えています。法人後見についても、事業者による活動としてネットワークに組み込む必要性から、新たに86頁のイメージ図内に位置づけ示したところで</p>	○

20	85	<p>実行計画 1-1 において「中核機関及び基幹センターである後見ネットワークセンター」という記載であります。従来「後見ネットワークセンターが市の中核機関」と位置づけていたと思います。事実を明らかにし、以降の記載内容について見直しを行う必要があると考えます。</p>	<p>現行計画のとおり中核機関は後見ネットワークセンターを含む行政で担い、次期計画におきましても変更することなく、推進役となる中核機関は行政として記載します。</p>	
21	86	<p>成年後見制度利用に関する地域連携ネットワークの全体イメージに（仮称）基幹福祉相談センターが入っていないが、どのような位置づけになるのか。指標には「複合的な連携を進めます」となっているが、具体的な内容が記載されていないので、機能しないではないかと考える。</p>	<p>後見ネットワークセンターは、（仮称）基幹福祉相談センターに内包されるものとなりますが、このイメージ図においては、後見制度について整理したものであるため、表記は後見ネットワークセンターに限っているものとしています。なお、後見ネットワークセンターを含む、（仮称）基幹福祉相談センターについては、改めて31頁にイメージ図を盛り込んでまいります。</p>	○
22	87	<p>（仮称）基幹福祉相談センターとは、3行程度で説明しているが具体的にイメージ出来ない。特に後見ネットワークセンター、障がい者支援の基幹センター、総合相談窓口と記載がなされているが、どのような役割を担うセンターなのかが不明瞭。</p>	<p>（仮称）基幹福祉相談センターは、地域福祉計画において具体的な内容を記載しておりますが、改めて31頁にイメージ図を盛り込んでまいります。なお、87頁では要点のみを記載しております。</p>	○
23	88	<p>主要な取組の中の記載「包括的支援センターの整備」は具体的には何を指しているのでしょうか。後見人等の支援は成年後見制度利用促進計画の中では欠かせない機能であるとして理解していますが、体制整備のビジョンが示されていない計画には実効性がないと考えます。</p>	<p>包括的支援センターの整備とは、障がい者支援などを中心に現場に即して、各専門職が横断的に支援方法などを整理していくことについて示したものでありますが、よりわかりやすい表記に修正します。</p>	◎
24	90	<p>2) 身上保護と財産管理等の後見人による不正防止 財産管理等の後見人による不正防止についての記載はありますが、身上保護についての記載がありません。本人の意思決</p>	<p>身上保護は後見制度の業務であり記載しませんが、分かりやすいよう修正します。なお、身上保護に関する取組は実行計画3に記載しています。</p>	◎

		定支援に欠ける後見人による 身上保護が社会的に問題にな っていることから、具体的な 記載をするべきだと考えま す。		
25	91	<p>実行計画 2-1 制度理解と 地域の見守り等「一次相談機 関等による出前講座や認知症 SOS声かけ模擬訓練」は後 見ネットワークセンターが実 施するべきと考えます。（認 知症SOS声かけ模擬訓練は 地域包括支援センターの任意 事業）</p> <p>2-2 認知症SOS声かけ模 擬訓練との連携は果たして不 正防止効果に寄与するのか疑 問です。後見ネットワークセ ンターが主導して、情報収集 を行い、対応について協議会 等にて検討するべきと考えま す。</p>	<p>一次相談機関が行う既存の活動 や体制を十分に活かしながら連 携して取組を進めているところ です。次期計画においても専門 職研修などを通して、連携協力 し市民への制度理解等の促進を 図ってまいります。</p> <p>また、認知症SOS声かけ模 擬訓練との連携においても、認知 症の方を支えるため成年後見制 度への制度理解の一面を担うも のであり、不正防止につながる 重要な取組となっています。</p>	○
26	92	<p>「市を介さずに家庭裁判所へ 直接～略～必要な支援が出来 ない面があります。」という 記載がありますが、市民には 選択権があります。知られた くない市民もいると想定する と利用者の把握は計画に記載 するほどに重要なことなのか 疑問があります。十分に協議 するべきだと考えます。</p>	<p>市民への制度周知を行い、市民 の選択により利用されることが 必要となっています。必要な 支援につながる体制づくりでは、 制度利用者を適切に把握し支援 することが必要であることから、 現状や課題を記載しています。</p>	○
27	第5章全体	<p>後見ネットワークセンターが 志木市社会福祉協議会委託か ら市直営となった経緯が不明 瞭です。理由と市直営となっ たことによるメリットを記載 するべきと考えます。</p> <p>一次相談機関との連携につ いて。後見ネットワークセン ターには週2回午後司法専門職 が相談に応じる体制が整って います。まずは後見ネットワ ークセンターが相談に応じ て、必要があれば一次相談機 関と連携することが市民にと って利便性が高い（直接司法 専門職に相談することで解決</p>	<p>現行計画において、市で中核機 関を担うとともに、一次相談機 関と連携し取り組むよう市民の 権利や利益を守る地域連携ネッ トワークの体制を示している ところです。</p> <p>次期計画においても、専門職研 修などにより市民に身近な一次 相談機関や専門職との連携をさ らに強化し、具体的な取組につ なげてまいります。</p>	○

		出来る) と思われますので連携について再検討するべきと考えます。		
28	その他	障がい年金を受給していません。後見制度利用を考えているが、利用金額が心配になります。	市では、成年後見制度利用支援事業として後見人報酬などの助成制度があります。審判の申立てに要する費用や親族でない成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成を行っており、今後も支援を進めてまいります。	○
29	その他	制度利用にはお金がかかるため、貯蓄をしないと難しいです。	市では、成年後見制度利用支援事業として後見人報酬などの助成制度があります。審判の申立てに要する費用や親族でない成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成を行っており、今後も支援を進めてまいります。	△
30	その他	志木市成年後見制度利用支援事業により、絶対的貧困層等は制度活用がしやすいですが、相対的貧困層は報酬が高額なことから制度を使いづらい現状があります。	市では、成年後見制度利用支援事業として後見人報酬などの助成制度があります。審判の申立てに要する費用や親族でない成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成を行っており、今後も支援を進めてまいります。	○
31	その他	後見制度を利用するにあたり、費用がどれくらいかかるのか等を具体的に記載しているとイメージしやすいです。	計画書の範囲とは異なるため、パンフレット等により案内をいたします。個人の状況等により費用は異なりますので、後見ネットワークセンター等にお気軽にご相談ください。	△
32	その他	国の成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）の 1、2、3 は障害者の娘（44 歳）をもつ親として一番望むことです。志木市ではどこまで計画が進んでいるのでしょうか。窓口はどこでしょうか。担当職員が異動等で変わっても、経過が分かるようシステム化され、人権・財産を守るような組織でしょうか。	現行計画に基づき取組を進め、課題や今後の施策や目標等を次期計画へ反映しています。相談窓口は、後見ネットワークセンターと一次相談機関である高齢者あんしん相談センター、障がい者等相談支援事業所があり、支援にあたっては、ケース会議等を活用し情報共有や本人らしい生活の検討をもとに支援されるように努めています。基本計画に基づく事務は職員の異動等の影響がないよう円滑に進めてまいります。	△

33	その他	市の後見制度の会合に参加しましたが、具体的にどこで誰に相談すべきか、よく分かりませんでした。	市役所内にあります後見ネットワークセンターのほか、一次相談機関である地域の身近な高齢者あんしん相談センターや障がい者等相談支援事業所が、市内に11か所ありますので、お気軽にご相談をお寄せください。	△
----	-----	--	--	---

「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画（素案）」

1 意見公募期間

令和元年12月5日（木）～令和2年1月6日（月）

2 条例制定に向けての考え方の公表場所

市ホームページ、担当課（子ども家庭課）、健康増進センター、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、福祉センター、第二福祉センター、総合福祉センター、児童センター、宗岡子育て支援センター、いろは子育て支援センター、西原子育て支援センター、子育て支援センターぷちまある

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
4人	1人	14件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1 全体	下宗岡、上宗岡のあたりに子どもの遊び場が少なく、公民館に常時開放しているフリースペースやあそび場、支援センターや児童館があるとよい。特に支援センターについては、下宗岡地区は、最近アパートも増え、小さい子が増えているため、必要性を感じる。	計画策定にあたり平成31年2月に実施した「子育て支援についてのアンケート調査」においても、同様のご意見をいただいております。今回策定する計画に基づき、整備を進めてまいります。	○
2 28	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）について最下部に「※いずれも定員を上回る受け入れをしているため、確保量よりも利用実績が上回っています」とあるが、大幅な利用実績の上回りで、1人あたりの場所の確保や安全保障を求める。	学童保育クラブの受け入れ児童数は、現状では定員を上回る弾力的な受け入れを行っておりますが、国の定める「放課後児童クラブ運営方針」等に基づき定められており、放課後にすべての子どもたちが安心・安全に過ごし、多様な体験・交流活動などを行うことができる、人員体制・施	○

			設面積を確保しております。	
3	30	一時預かり事業について ③リフレッシュ保育について、利用率が低いと聞くが、市としてどう考えるのか？	リフレッシュ保育の対象となる在宅子育て家庭のうち、必要な保護者が希望するときに安心して利用できるよう、保育士の確保と質の向上を図るとともに、引き続き事業の周知に努めてまいります。	○
4	31	病児・病後児保育事業について 乳幼児だけでなく、小学生も預ってもらえる施設が欲しいという働く親の意見がある。	令和2年1月現在、病後児保育については、市内民間保育園1園と緊急サポートセンター事業で、病児保育については、緊急サポートセンター事業で対応しており、対象年齢は、病児保育・病後児保育とも0歳から小学6年生までとしております。今後は、これらの事業の周知徹底に努めるとともに、病児保育・病後児保育を実施する民間保育園の拡大を図ります。	○
5	52	放課後志木っ子タイムについて 概ね評価はよいが、何時間も校内で自由にさせているということで、子どもの所在確認や管理、不審者に対する安全確認はどのように行っているのか。	放課後志木っ子タイム中は、児童の移動からプログラム実施まで全ての活動において、必ずスタッフが付き添い、所在を確認しております。また、不審者対策として施設の施錠を徹底するとともに、お迎えの際は職員が必ず迎えに来た人の確認を行い、安全な引き渡しに努めております。	○
6	52	放課後志木っ子タイムについて 親としても遊び場が増え、学校という場所やカードリーダーでの管理など安心して送り出すことができ助かっている。職員の対応もしっかりしていて、工夫を凝らしたさまざまなプログラムも企画され、楽しみに参加できている。	貴重なご意見ありがとうございます。今後も、安全面に十分に配慮しながら、事業の充実に努めてまいります。	○
7	52 55	放課後志木っ子タイム及びリフレッシュクーポンについて 他市の友人から羨ましがられている。より良い環境でモデルとなってほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。両事業とも今回策定する計画に基づき、これまで以上に充実した事業となるよう努めてまいります。	○

8	55	<p>一時預かり事業及び預かり保育事業について</p> <p>乳幼児のいる家庭は、P18にあるように教育・保育無償化となっても、現在、未就労の母親については「母親の就労は変わらない」考えの人が70.6%である。しかし、その中には、潜在的な存在として一時保育の短時間利用制度があれば利用者が増えると考えられる。</p>	<p>計画策定にあたり平成31年2月に実施した「子育て支援についてのアンケート調査」では、一時預かり等フルタイムで働いていなくても利用できる保育の要望が多数寄せられています。このため、今回策定する計画に基づき、要件を問わない一時預かり保育事業を検討してまいります。</p>	○
9	71	<p>放課後志木っ子タイムについて</p> <p>利用していて助かっているが、利用人数も増え、施設が狭くはないかと心配である。安全面にも目をむけていただけるとありがたい。</p>	<p>放課後志木っ子タイムを導入する際、使用可能な部屋を複数調整しており、安全面に配慮しながら、利用人数に合わせて使う施設を用意しております。</p>	○
10	75	<p>リフレッシュ保育事業利用率について</p> <p>現状値34.4%に対し、令和6年度の目標値が37%は低いと考える。40%以上を目指してほしいがいかがか。</p>	<p>リフレッシュ保育事業の利用率の向上を図るためには、まず、保育士の確保が必要です。今回の計画素案における目標値は、これまでの実績に基づき、さらなる保育士確保策を講じ、その効果を見込んだうえで、毎年0.5%の上昇とし、設定したものです。</p>	○
11	76	<p>子育てに関する情報提供について</p> <p>ホームページの「e子育て」が児童向けなので、乳幼児向けのものがあるとよい。また、志木っ子メールもタイムリーに活用して頂きたい。</p>	<p>市ホームページやメール配信、LINEなどを積極的に活用し、乳幼児向けの情報を含め、これまで以上にタイムリーで充実した子育て情報の提供に努めます。</p>	○
12	77	<p>教育相談について</p> <p>以前にお世話になったが、初回から2回目の相談までの間が1か月ほど開いた。もう少し早く対応していただくと助かる人も多いと思うので、早期解決に向けた対応をお願いしたい。</p>	<p>教育サポートセンターでは、専門知識を持った相談員が教育相談をしております。年々、相談件数が増加している中で、限られた人数の相談員が担当しており、相談日程の調整が難しく、ご希望に合った日程の確保が難しくなってきました。今後に向け検討してまいります。</p>	○
13	79	<p>キッズゾーンの設定について</p> <p>志木駅東口ペDESTリアンデッキを活用し、未就学児が安全に遊べる室外スペースを作</p>	<p>志木駅東口ペDESTリアンデッキは、横断歩道橋であり、歩行者を最優先に考えるスペースであるため、未就学児のための室</p>	○

		ってほしい。	外スペースを設けることは難しい状況にあります。しかし、志木駅周辺は子どもの遊び場が少ないため、この計画の重点施策に「子どもの遊び場の確保」を掲げ、今後、確保策を積極的に展開していきます。	
14	86	発達障がい理解啓発事業について 発達障害だけでなく、小児高次脳機能障害についても啓発する事業と位置づけてほしい。	発達障害者支援法に基づき、脳機能の障がいのひとつとして、小児高次脳機能障がいも含んだ啓発をまいります。	○

「路上喫煙禁止地区の指定の拡大について」

1 意見公募期間

令和元年12月5日（木）～令和2年1月6日（月）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（環境推進課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、健康増進センター、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、福祉センター、第二福祉センター、総合福祉センター、いろは子育て支援センター、宗岡子育て支援センター、西原子育て支援センター、子育て支援センターぷちまある、児童センター

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
5人	0人	5件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	拡大はいいと思う。今後は対象地区をユリノキ通りやバス路線等に拡大してほしい。	ご意見がありました新たな路上喫煙禁止地区拡大や喫煙場所の確保につきましては、現状を踏まえ、地域性も考慮しながら、精査してまいります。また、路上喫煙等の行為が、環境美化や喫煙マナーに反する行為であることが十分に浸透するよう、広報紙やホームページを活用し、さまざまな機会を捉え、さらなる周知を図り、本市で生活する市民が住みやすい、快適なまちづくりに取り組んでまいります。	○
2	拡大すること賛成です。今後は対象地区を小中学校の周辺道路にも拡大してほしい。		
3	妥当な場所だと思う。喫煙禁止地区の境界線上には吸い殻が放置されていることを認識してほしい。		
4	今回拡大になった地区は通学路でもあり、道幅も狭いためとても良い取り組みだと思います。		
5	拡大は賛成です。ただ禁止地区の拡大だけでなく喫煙場所の確保も同時に必要でないかと思えます。		